

国立大学法人群馬大学ゲストプロフェッサー称号授与に関する要項

平成28. 7. 1 制定
改正 平成29. 5. 1 平成29.12. 1
平成31. 4. 1 令和 2. 4. 1
令和 4. 4. 1 令和 5. 4. 1
令和 6. 4. 1

(目 的)

第1条 この要項は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）におけるゲストプロフェッサーの称号授与について必要な事項を定めることにより、本学の国際交流の推進に資することを目的とする。

(称号授与の対象)

第2条 ゲストプロフェッサーの称号授与の対象は、本学の国際交流の推進に寄与したと認められる者とする。

(称号授与)

第3条 ゲストプロフェッサーの称号授与は、本学の学長、理事、副学長、各学部長、各研究科長、理工学府長、各学環長、生体調節研究所長、総合情報メディアセンター長、医学部附属病院長、大学教育・学生支援機構長、研究・産学連携推進機構長、重粒子線医学推進機構長、未来先端研究機構長、数理データ科学教育研究センター長、食健康科学教育研究センター長、ダイバーシティ推進センター長又は事務局長の推薦により、役員会の議を経て、学長が行う。

(称号の取消し)

第4条 ゲストプロフェッサーの称号を授与された者が、次の各号の一に該当する場合には、役員会の議を経て、学長が称号を取り消すことができる。

(1) 本学の名誉又は信用を傷つけた場合

(2) 前号に該当する場合のほか、ゲストプロフェッサーとしての適性を欠く場合

(通 知)

第5条 ゲストプロフェッサーの称号を授与した場合又はその称号を取り消した場合に、文書にその旨を明記して本人に通知する。

(事 務)

第6条 ゲストプロフェッサーの称号授与に関する事務は、学務部海外交流課において処理する。

(雑 則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ゲストプロフェッサーの称号授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。